

【 検 査 】

356 フェリチンの算定（回数）について

《令和6年11月29日》
《令和8年6月30日削除》

○ 取扱い

鉄欠乏性貧血に対するD007「25」フェリチンの月1回の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

フェリチンは、体内の鉄の貯蔵および血清鉄濃度の維持を担う蛋白質である。組織中の鉄濃度により変化するため体内貯蔵鉄（肝・脾・小腸粘膜など）の量を反映する。鉄が不足する場合は、フェリチンの減少により血清鉄も減少し、更にヘモグロビンの減少をきたし、結果として鉄欠乏性貧血（IDA）を発症する。フェリチンは、血清鉄・UIBC（あるいはTIBC）と共に鉄欠乏性貧血の診断と鉄剤による治療効果の判定に不可欠である。鉄欠乏性貧血の治療では、まずは血清鉄レベルが上昇し、貧血が改善し、貯蔵鉄が改善する過程をとるため、適切な治療期間の選択のために、フェリチンの月1回の算定は必要である。

以上のことから、鉄欠乏性貧血に対するD007「25」フェリチンの月1回の算定は、原則として認められると判断した。